

Risk Flash No.132

(Vol.4 No.22)

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター
 発行責任者：リスク研究センター長 久保英也
 〒522-8522 滋賀県彦根市馬場 1-1-1 TEL:0749-27-1404
 FAX:0749-27-1189 e-mail: risk@biwako.shiga-u.ac.jp
 Web page: <http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2>

- 経営の視点：人間主義的経営に注目・・・Page 1
- 研究紹介：坂田雅夫・・・Page 2
- リスク研究センター通信・・・Page 3

経営の視点

人間主義的経営に注目

しばた あつろう
 企業経営学科准教授 柴田淳郎

怠業を如何にして克服するか？という問題に答えることが経営学の出発点であったと言えます。怠業とは、①人間の自然的本能を原因とする「自然的怠業」、②集団の一員として意識的に生産制限を行うタイプの怠業は「組織的怠業」と呼ばれます。経営学の出発点でこの問題に挑戦したのは、名著「科学的管理法」で知られるフレデリック・テイラーでした。フレデリック・テイラーの解決策は、「課業管理」と「差別的出来高給制」と呼ばれる賃金制度の採用でした。課業管理とは、「時間研究」と「動作研究」から構成されています。これらは仕事ができる労働者の作業時間や動作を計画部の人々がストップウォッチ等で計測していき、ノルマを客観的な方法で確定します。それをクリアした労働者には高い賃金を、クリアできなかった労働者には低い賃金を差別的に提供しました。

結果、旧制度においては、400人から600人で行っていた仕事が、新制度においては140人、一人あたりの一日の平均作業量が、16tから59t、1tあたりの平均作業費用が0.072\$から0.032\$、節約総額は8千\$をマークしました。経営の効率が劇的に向上したわけです。

一方、経営学においては組織的怠業を克服するもうひとつの方法が存在します。人間主義的経営と呼ばれるものです。組織的怠業の原因は、集団の一員として意識的に生産制限を行うことでした。労働者も孤立した個人として職場に参加するのではなく、集団の一員として職場に参加し、その集団で共有されている規範に従う結果として、組織的怠業が行われるのです。科学的管理と人間主義的経営の決定的な相違点は、この集団規範をどのように扱うかという点にあります。科学的管理法では、労働者の生産量を個人単位で測定し、生産量に応じて、個人に賃金を支払います。集団を個人へと徹底的に解体していくことで、集団規範を無意味なものに、それに代えて課業管理を適用していくわけです。

逆に、人間主義的経営は、臨床的アプローチに基づき、労働者の仕事計画への参加、面接制度等を通して、労働者が自発的に組織目的にコミットできるように、いわば労使関係を改善していくというやり方を採用します。ホーソン実験として有名ですが、後者のやり方でも人間の生産性は劇的に改善されていくことが知られています。

どちらのやり方が良いと言えるのでしょうか？経営学ではどちらが良いかは考えません。どちらのやり方が良いかは、状況によって変化するだけでなく、双方とも一長一短だからです。しかし、日本の現在の状況下では、特に人間主義的経営のアプローチを重視すべきではないか？と考えています。その理由については、別の機会に議論したいと考えています。

研究紹介

TPP と国際投資法

社会システム学科准教授 さかたまさお 坂田雅夫

私は、国際経済法の中でも、海外投資の保護に関する国際投資法を専門に研究しています。海外投資保護に係る国際協定では、協定違反の結果、損害を受けた個人が侵害国家を相手取って訴えでる裁判手続きを整備しているものが多くあります。今話題の環太平洋経済連携協定（TPP）にも、投資保護条項が設けられる可能性が強くあります。この条項に基づく判例や国家実行を素材として、海外投資保護に関する法制度の問題点を検討するのが私の主たる研究となっています。

TPP の投資保護条項への批判例を一つ挙げてみましょう。「投資保護条項に基づく裁判では、環境保護や人権保護のために政府がとる規制が外国人投資家の経済活動を制限する場合に、結果として外国人投資家が被る損失を補償することが求められる」という批判は良く聞かれるものです。この批判への反論は、これまでの協定の文言や関連判例を少しでも見れば簡単にできます。たとえば日本とペルーとの間の投資協定は「正当な公共の福祉のための目的を保護するために締約国が立案し、及び適用する無差別的な措置」を協定の補償義務の例外と明記しています。アメリカが締結している多数の協定にも同様の例外は明記されています。TPP の文言はまだ正式には未公開ですので断言はできませんが、同様の例外が入る可能性は強いです。さらにいえば実際の裁判においても、公益のための一般的規制が補償義務の対象にならないことは何度も確認されています。

もちろん実際に提起される問題の中には、環境保護や人権保護を表向きの理由にしながらも、その実態は外国人差別であるというような状況も出てきます。たとえばカナダが車のガソリンへの有害な添加物を規制したことでアメリカ企業が投資保護に関する協定に基づいて裁判に訴えたことがありました。この裁判では、カナダ政府が和解に応じてお金を支払ったために、投資保護に関する協定へ上述のような批判が集まりました。けれどもこの事件では、カナダは有害添加物を含んだガソリンの海外からの輸入を規制しただけで、カナダ国内で同種の有害なガソリンを製造・販売することは禁止しないという、海外企業を事実上差別する規制だったのです。様々な状況においてどのように判断することが良いのか、諸国の実行や裁判例を分析に基づいて研究しています。

リスク研究センター通信

平成 25 年度企画展 滋賀大学経済学部創立 90 周年記念
彦根高商の日々 ―聞け黙々として語る史書（ふみ）―

日 時：10月21日（月）～11月23日（土）
※土・日・祝日休館（ただし、11月2、3、
16、23日は開館します。）
開館時間：9時30分～16時30分
場 所：滋賀大学経済学部附属史料館1階展示室

今年平成25年（2013）は、大正12年（1923）に彦根高等商業学校が開校して90周年にあたります。そこで附属史料館では企画展として、彦根高商を特集する展示を行うことにいたしました。彦根高商の歴史については、平成15年（2003）の「経済学部創立80周年記念展80年の歩み―彦根高等商業学校から滋賀大学経済学部―」でも取り上げましたが、その後同窓会会員の方々から彦根高商に関わる資料が附属史料館へ寄贈され、彦根キャンパス内でも新たに資料が発見されました。さらに学内教員による高商史研究も進展しております。今回の展示では、こうした成果を踏まえながら、「彦根高商での研究と教育」にスポットを当て、当時使われていた教科書・試験問題等、貴重な写真の数々を中心にご紹介します。皆様のご来館をお待ちしております。

共催： 科研基盤C「20世紀前期の帝国日本における実学実践と教養主義をめぐる文化研究」（課題番号24520746）グループ

後援： （公財）陵水学術後援会

協力： 滋賀大学経済学部陵水会

「リスクフラッシュご利用上の注意事項」

本規約は、滋賀大学経済学部附属リスク研究センター（以下、リスク研究センター）が配信する週刊情報誌「リスクフラッシュ」を購読希望される方および購読登録を行った方に適用されるものとします。

【サービスの提供】

1. 本サービスのご利用は無料ですが、ご利用に際しての通信料等は登録者のご負担となります。
2. 登録、登録の変更、配信停止はご自身で行ってください。

【サービスの変更・中止・登録削除】

1. 本サービスは、リスク研究センターの都合により登録者への通知なしに内容の変更・中止、運用の変更や中止を行うことがあります。
2. 電子メールを配信した際、メールアドレスに誤りがある、メールボックスの容量一杯になっている、登録アドレスが認識できない等の状況にあった場合は、リスク研究センターの判断により、登録者への通知なしに登録を削除できるものとします。

【個人情報等】

1. 滋賀大学では、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）に基づき、「国立大学法人滋賀大学個人情報保護規則」を定め、滋賀大学が保有する個人情報の適正な取扱いを行うための措置を講じています。
2. 本サービスのアクセス情報などを統計的に処理して公表することがあります。

【免責事項】

1. 配信メールが回線上的問題（メールの遅延、消失）等によりお手元に届かなかった場合の再送はいたしません。
2. 登録者が当該の週刊情報誌で得た情報に基づいて被ったいかなる損害については、一切の責任を登録者が負うものとします。
3. リスク研究センターは、登録者が本注意事項に違反した場合、あるいはその恐れがあると判断した場合、登録者へ事前に通告・催告することなく、ただちに登録者の本サービスの利用を終了させることができるものとします。

【著作権】

1. 本週刊情報誌の全文を転送される場合は、許可は不要です。一部を転載・配信、或いは修正・改変してblog等への掲載を希望される方は、事前にご下記へお問い合わせください。
- *尚、最新の本注意事項はリスク研究センターのホームページに掲載いたしますので、随時ご確認願います。

*当リスクフラッシュをご覧頂いて、関心のある論文等ございましたら、下記事務局までメールでお問い合わせください。

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター

編集委員：ロバート・アスピノール、大村啓喬、

金兼基、久保英也、柴田淳郎、

得田雅章、宮西賢次、山田和代

滋賀大学経済学部附属リスク研究センター事務局

(Office Hours:月-金 10:00-17:00)

〒522-8522 滋賀県彦根市馬場1-1-1

TEL:0749-27-1404 FAX:0749-27-1189

e-mail: risk@hiwako.shiga-u.ac.jp